

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

附則に次の一項を加える。

- 3 平成二十四年七月二日から同年九月七日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、教育長が定めるものの勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時から午後四時四十五分までとする。

訓 令 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>サマータイムの導入による勤務時間の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 勤務時間の割振りの変更 平成24年の夏季の期間において、勤務時間の割振りを行う時間帯を変更するよう規定する。 (本則附則関係)</p> <p>2 施行期日 平成24年7月2日から施行する。 (改正附則関係)</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>1 及び 2 略 附 則</p> <p>3 平成二十四年七月二日から同年九月七日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、教育長が定めるものの勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時から午後四時四十五分までとする。</p>	<p>1 及び 2 略 附 則</p>

サマータイムの導入及び閉庁日の変更について

1. 内 容

	現 行	変 更 後
①サマータイム導入		
勤務時間	8:30～17:15	8:00～16:45
②閉庁日の変更		
閉 庁 日	土曜日・日曜日	日曜日・月曜日

2. 期 間

①サマータイム : 7月 2日(月)～9月 7日(金)

②閉庁日の変更 : 7月21日(土)～8月27日(月)

3. 対象所属

原則、本庁・出先機関含むすべての所属

※教育委員会対象外所属

(1)集客施設等

檀原考古学研究所附属博物館

(2)学校その他教育、研修機関等

県立学校、高等学校総合寄宿舍、社会教育センター、教育研究所